

「懲戒処分等の指針」の一部改正について

教育政策課

1 改正の理由及び改正内容

令和5年4月1日付け個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正及び長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の廃止に伴い、所要の改正を行う。

2 適用日

この指針は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

懲戒処分等の指針

新旧対照表

改正案		現行	
3 一般服務關係			
項目	行為等の態様	標準量定	標準量定
(略)	(略)	(略)	(略)
秘密漏えい	(1) 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 (2) <u>個人情報の保護に関する法律</u> 第67条の規定に違反してその業務に関する限り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した職員	(1) 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 (2) 長野県個人情報保護条例第9条の規定に違反してその業務に関する限り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した職員	(略)